

金融ADR仲裁人候補者



氏名	佐藤 安信
ふりがな	さとう やすのぶ
事務所	長島・大野・常松法律事務所
住所	〒100-7036 東京都千代田区丸の内 2-7-2JP タワー
電話	03-6889-7000
F A X	03-6889-8000

03-6889-7000

03-6889-8000

<p>主な経歴 (登録年月日, 弁護士活動 や主な公益活動等)</p>	<p>1. 弁護士登録年月 1984年</p> <p>2. 委員会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士研修センター運営委員会 (東京弁護士会) ・ 紛争解決センター運営委員会 (東京弁護士会) ・ 国際交流委員会 (日弁連) <p>3. その他 (著書, 公職など)</p> <p><主な経歴></p> <p>1982年 早稲田大学政治経済学部政治学科卒業 (81年司法試験合格)</p> <p>1984年～1988年 佐藤法律事務所、高橋勉法律事務所 (東京弁護士会登録)</p> <p>1988年～1991年 Cleary, Gottlieve, Steen & Hamilton LLP (New York, Washington, D.C.) 勤務、Loeff Claeyss Verbeke (Amsterdam, Brussels) 勤務</p> <p>1991年～1993年 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 事務所法務官、国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC) 人権担当官 (カンボジア)</p> <p>1993年～1999年 三井安田法律事務所 (国際金融法務) 勤務 (うち1995年～1997年、欧州復興開発銀行 (EBRD) 法務部弁護士)</p> <p>1999年～2000年 名古屋大学大学院国際開発研究科助教授</p> <p>2000年～2005年 同教授</p> <p>2002年～2003年 「国家と法」研究所客員研究員 (Viet</p>
---	---

	<p>Nam)</p> <p>2004年～ 東京大学大学院総合文化研究科教授 日本弁護士連合会 国際交流委員会 国際司法支援センター、幹事</p> <p><主な著書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「日系企業のベトナムへの直接投資における法的トラブル」 (JCA ジャーナル 2010年6月号 第57巻6号、日本商事仲裁協会) ・ “How to deal with corruption in transitional and developing economies: A Vietnamese Case Study” (Journal of Financial Crime Volume 16 Issue 3, July 2009, Emerald Group Publishing Limited) ・ “Hybrid Dispute Processing in Japan: Linking Arbitration with Conciliation” (Vijay K Bhatia 他編 Legal Discourse across Cultures and Systems) ・ 「仲裁手続きの開始及び仲裁手続における審理」 (小島武司・高桑昭編『注釈と論点 仲裁法』青林書院、2007) ・ 「市場経済化と紛争処理の近代化」 (名古屋大学法政国際教育協力センター、研究成果報告書、第3巻、法整備支援と市場経済化 (土地と利用)、2007) ・ 「ベトナムにおける紛争処理制度の近代化」 (アジア法研究、アジア法学会紀要、2007) ・ <i>Commercial Dispute Processing and Japan</i>, Kluwer Law International, The Hague, Boston, London (2001) ・ 「英国の金融紛争処理 (ADR) の概要と動向」 JCA ジャーナル7月号, 2-10. (1999)
金融機関側・顧客側の別	金融機関側 ・ 顧客側
主な取扱い分野	国際商事紛争、調停、あっせん

<p>あっせん人・仲裁人の メッセージ</p>	<p>大蔵省の日本欧州協力プログラムで、EBRD 法務部に出向し、旧ソ連、東欧の法整備支援を担当、中央アジアにおける仲裁法プロジェクトを企画実施した。帰国後、JICA 専門家としてベトナム・カンボジアなどにおける法整備支援にかかわり、現地での紛争処理などを調査研究している。またアジアでの仲裁制度の研究などもしている。</p> <p>ロンドン大学の博士論文は、日本における商事紛争処理の発展を、英国法、UNCITRAL のモデル法などと比較して研究したもので、国際商事紛争などにも精通している。</p> <p>日本商事仲裁協会の仲裁候補ばかりでなく、ベトナム国際仲裁協会（VIAC）の外国人仲裁人候補者としても登録されている6名のうちの一人（日本人は一人のみ）</p>
-----------------------------	--

東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会は，貴職からいただいた個人情報を用いて以下の目的で利用及び第三者への提供をすることがあります。

http://www.google.co.jp/url?sa=t&source=web&cd=4&ved=0CDEQFjAD&url=http%3A%2F%2Fspysee.jp%2F%25E4%25BD%2590%25E8%2597%25A4%25E5%25AE%2589%25E4%25BF%25A1%2F1541315%2F&ei=MysATovvAY_IvQP_H2_WYDg&usg=AFQjCNHau5rPzrlaehTT2saSrD_1NgPOg

1. 上記でいただいた情報をあっせん人・仲裁人候補者名簿に登載するほか，紛争解決センターでのあっせん・仲裁手続において，当事者があっせん人・仲裁人の選択を希望する場合，あっせん人・仲裁人候補者名簿の閲覧，交付等による提供を行います。
2. 委嘱した事件の書類等の送付・事務連絡のために利用し，当事者に提供することがあります。
3. 各種事務連絡，研修等ご案内を行うために利用することがあります。